

議案第22号

令和5年度二宮町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度二宮町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積		418ha
(2) 年間有収水量	2,066,	400m ³
(3) 一日平均有収水量		5,661m ³
(4) 主な建設改良費		
(ア) 汚水枝線工事	152,	000千円
(イ) 流域下水道建設費負担金	10,	388千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	下水道事業収益	773,	494千円
第1項	営業収益	324,	750千円
第2項	営業外収益	448,	744千円
		支 出	
第1款	下水道事業費用	760,	830千円
第1項	営業費用	653,	898千円
第2項	営業外費用	83,	432千円
第3項	特別損失	13,	500千円
第4項	予備費	10,	000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額238,696千円は、当年度分損益勘定留保資金226,032千円及び当年度分消費税資本的収支調整額12,664千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第1款	資本的収入	437,	359千円
第1項	企業債	264,	800千円
第2項	他会計出資金	41,	219千円
第3項	他会計補助金	46,	456千円
第4項	国庫補助金	77,	950千円
第5項	負担金等	6,	934千円
		支 出	
第1款	資本的支出	676,	055千円

第1項	建設改良費	238,140千円
第2項	企業債償還金	437,915千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ58,330千円及び51,300千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
排水設備水洗化改造資金として融資した金融機関に対する損失補償（令和5年度）	令和5年度 ～ 令和10年度	1,900千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業債	152,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業債	9,500	同 上	同 上	同 上

資本費 平準化債	100,000	同 上	同 上	同 上
公営企業 会計適用債	3,000	同 上	同 上	同 上
計	264,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、254,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 57,762千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費用及び資本的支出に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、274,805千円である。

令和5年2月28日提出

二宮町長 村田 邦子